平成２７年（フ）第９１２号
千葉県八千代市萱田町750番地１　ソレイユ205
債務者　北村　奈実（旧姓能星）
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９１８号
千葉県市川市稲越町498番地４
債務者　山浦　　大
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９３９号
千葉市緑区おゆみ野中央５丁目13番地10　フォーリッジＣ101号
債務者　宮田由美子（旧姓井田）
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９４５号
千葉県市川市富浜３丁目５番６―101号（第２昌和コーポ）
債務者　大塚　映美（旧姓大櫛）
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３３５号
新潟市東区下木戸２丁目24番７号
債務者　加藤美佳子
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４３号
新潟市西区鳥原833番地８
債務者　宮島　　勝
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４７号
新潟市北区浦ノ入1440番地
債務者　浅野　浩子
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５６号
新潟市北区早通南５丁目１番10―11号
債務者　加藤　純一
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５７号
新潟市北区早通南５丁目１番10―11号
債務者　加藤　　円
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５８号
新潟市西区平島１丁目22番地１　パークサイド平島105
債務者　鈴木　節子
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６０号
新潟市中央区東堀通12番町2793番地　渋谷アパート１階
債務者　五十嵐　満
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７６号
東京都中野区大和町４丁目11番12号　ハナサカス高円寺　206、申立時の住所新潟市東区紫竹３丁目７番13号　スペーラⅡ201号
債務者　平澤　沙織
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７７号
新潟市中央区女池南２丁目８番16号　グランＫ　Ａ102、住民票上の住所新潟県五泉市安出175番地
債務者　塚野美也子こと　金　美也子
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７８号
新潟市西区中権寺2840番地１、申立時の住所新潟市江南区丸潟１丁目４番10号
債務者　藤野日出男
１　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
石川県七尾市山王町ソ部45番地１　タウニィモーリ201号
債務者　片山　良子
１　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第３３号
金沢市八日市４丁目133番地５、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町子浦レ151番地
債務者　安達　　信
１　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第２５１号
山梨県甲府市山宮町1002番地12
債務者　川村　純司
１　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係